

○関西国際空港団体向け観光ガイド事業利用規程

(平成 28 年 1 月 20 日 規程第 27 号)

最終改正：令和 5 年 7 月 11 日 規程第 57 号

(目的)

第 1 条 この規程は、関西エアポート株式会社（以下「会社」といいます。）が関西国際空港（以下「空港」といいます。）内において実施する団体向け観光ガイド事業の利用について、必要な事項を定めることを目的とします。

(事業内容)

第 2 条 この規程において、「団体向け観光ガイド事業」（以下「ガイド事業」といいます。）とは、空港内にて会社が定めるコースを、ガイドが案内する事業とします。

- 2 ガイド事業のコース別料金及び利用時間は、別途ホームページ及び第 3 条第 4 項に定める予約受付完了書に記載します。
- 3 ガイド事業で空港内の移動に使用するバスは、利用者に手配いただきます。
- 4 第 1 項に付帯する特典（以下「オプション」といいます。）として以下に定めるプランを利用することができます。

1	お食事 プラン
2	関空おみやげ プラン
3	貸切プラン

※利用には別途料金が必要です。

(利用申込)

第 3 条 ガイド事業の利用申込は、利用希望日の 30 日前までに、次に掲げるいずれかの方法により行ってください。

- (1) ホームページからの申込
- (2) 電話による申込

- 2 前項第 1 号の申込を行うときは、ホームページにおいて、所定の手順に従って必要事項を入力し、送信してください。会社は、送信された内容について、電話によりお客様に連絡し、詳細の確認を行います。
- 3 第 1 項第 2 号の申込の受付時間は、平日の午前 10 時から午後 5 時までの間とします。
- 4 前 2 項による申込確認が終了したのち、会社は、予約受付完了書をお客様に送付します。会社が送付した完了書をお客様が受け取った時をもって、申込完了とします。
- 5 申込が受け付けられたお客様は、ホームページに定める期日までに必要書類を会社へご提出ください。

(料金の支払い)

第 4 条 前条により申込が完了したお客様は、第 2 条に規定する料金を次に掲げるいずれ

かの方法によりお支払いください。

- (1) 当日、利用開始前に現金、クレジットカード又は旅行会社が発行する観光クーポン券
- (2) 当社指定口座への振込にて支払い。なお、振込手数料はお客様負担となります

(利用の拒否又は制限)

第5条 会社は、次に掲げる事項が認められた場合には、ガイド事業の受付又は継続を拒否し、又は制限することがあります。

- (1) ガイド事業への申込がこの規程によらないものであるとき
- (2) ガイド事業に関し、お客様から特別な負担を求められたとき
- (3) 泥酔又は不潔な服装のため、観光ガイド対象施設で他の利用者の迷惑となるおそれのあるとき
- (4) お客様が病気その他の事由により参加することが困難と認められるとき
- (5) 第9条に掲げる遵守事項に違反する行為があったとき
- (6) その他ガイド事業の円滑な実施を妨げると認められるとき

2 会社が、前項の規定によりお客様の利用継続を拒否したときは、その時点において当該お客様については、ガイド事業の全部を終了したものとします。この場合において、当該お客様に生じた不利益については、会社は一切その責を負わないものとします。

(申込の変更又は取消)

第6条 第3条による利用申込が受け付けられた後にお客様が任意に申込の変更又は取消をする場合は、必ず連絡をすることとし、第3条第4項に定める予約受付完了書に変更または取消の旨を記載した当該完了書の再送付をもって変更及び取消を受け付けることとします。

(取消料)

第7条 第3条により利用申込を行ったお客様が当該申込を取り消す場合は、ホームページに定める取消料をお支払いいただきます。また、利用人数変更により運行回数が減少する場合も対象となります。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する場合には、取消料は頂きません。

- (1) お客様の責に帰さない事由で利用が不可能となったとき。ただし、この場合において、関係機関の証明書を提出していただくことがあります。
- (2) 第8条の規定により、会社が事業の休止又はコースの変更を行ったとき。

(事業の休止)

第8条 会社は、次に掲げる場合、ガイド事業の一部若しくは全部の休止又はコースの変更を行うことがあります。

この場合において、ガイド事業の全部を休止した時は、お支払い頂いた料金の全額をお返しします。

- (1) 災害、事故等により、事業を実施することが困難なとき
- (2) 保安上、事業を行うことが適当でないとき
- (3) 工事、清掃等を行うために支障があるとき
- (4) コースの一部又は全部が見学不可能なとき
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、空港管理上特に必要があるとき

(遵守事項)

第9条 お客様には、次に掲げる事項を遵守していただきます。

- (1) ガイド事業の催行中はガイドの指示に従うこと
- (2) 会社の設定したコース、順路等に従って行動し、許可した場所以外へは立ち入らないこと
- (3) バス運行中は窓を閉め、降車見学場所以外でバスから降りないこと
- (4) 禁止されている場所での撮影、及び個人使用以外での SNS、動画投稿サイト等への投稿を行わないこと
- (5) 凶器、爆発物その他の危険物を持ち込まないこと
- (6) 航空援助施設又は航空無線に障害を与える可能性のある無線機器等を持ち込まないこと
- (7) 犬、猫等の動物を持ち込まないこと。ただし、盲導犬、介助犬等は除きます
- (8) 航空機の運航や地上作業員の業務、空港の運用に支障をきたすおそれのある行為を行わないこと
- (9) 空港施設、器物等を滅失、毀損又は汚損しないこと。また、その恐れある行為を行わないこと
- (10) 空港施設、バスから物品を投棄しないこと
- (11) 会社の承認なく、物品等の販売及び陳列を行わないこと
- (12) 集会の開催、宣伝活動、寄付金の募集、その他これらに類する行為を行わないこと
- (13) 前各号に掲げるもののほか、他の空港利用者の迷惑となる行為又は管理上支障となる行為を行わないこと

(会社の責任及び免責事項)

第10条 会社は、ガイド事業の実施にあたって、会社の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、次に例示するような事由により、損害を被られた場合、会社はその責任を負いません。

- (1) 天災地変、気象条件、暴動、火災等。
- (2) 疫病、食中毒
- (3) 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・進路変更等
- (4) お客様自身による集合場所、出発場所への遅延による不参加
- (5) 第三者の故意又は過失に起因するもの

(お客様の責任)

第11条 お客様の故意又は過失により空港施設、器物等を滅失、毀損又は汚損した場合、若しくはその他の行為により会社に損害を与えた場合には、その損害を賠償していただきます。

(個人情報の開示と利用)

第12条 会社はお客様からいただいた個人情報を次のいずれか該当する場合を除き、会社と機密保持契約を結んだ企業以外のいかなる第三者にも開示、提供、販売、共有することは一切ございません。

(1) 法令等に基づき開示を要請された場合

(2) お客様が開示に同意している場合

(3) 会社が関西国際空港内の他の事業者の施設をコースに含めるためにその事業者(以下「提携先」という)と提携し、当該提携先との提携事業においてその提携事業の範囲で利用する場合

2 会社は、別に定める個人情報保護方針に従って、お客様からいただいた個人情報を適切に保護し、取り扱います。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月15日から施行する。